

# 地方財政審議会付議（説明）案件

平成28年10月18日（火）

- ・ 地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部改正について  
（決裁案件）

○地方法人特別税に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）  
（地方財政審議会の意見の聴取）

第36条 総務大臣は、第33条若しくは前条の総務省令を制定し、  
若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与す  
べき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、地方財政  
審議会の意見を聞かなければならない。

自治税務局 都道府県課  
理事官 山本 倫彦  
（内26885）

# 地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の 一部改正の概要

## 1. 改正の趣旨

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第33条第1項の規定に基づき、地方法人特別譲与税の譲与額の基準として同項に規定されている「各都道府県の人口」を定めるもの。

## 2. 主な内容

現在、地方法人特別譲与税の譲与額の基準である人口は、国勢調査令によって調査した平成22年10月1日現在における人口とされている。

今回、平成27年10月1日に実施された国勢調査の結果が同28年10月26日に公表されることから、当該結果を譲与額の基準として用いることとするため、地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成20年総務省令第86号）第1条を改正する必要があるもの。

## 3. 施行期日

平成28年11月1日

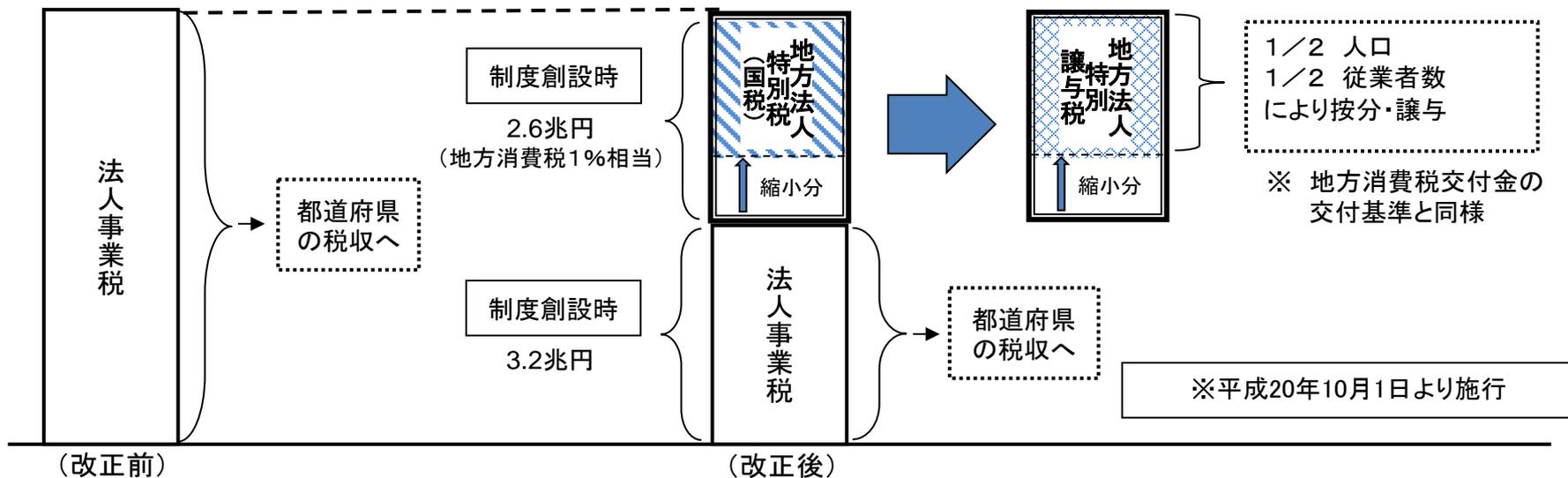
# 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の概要

## 地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

➡ (平成26年度改正で地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元)

※ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。



## 譲与基準に用いる統計調査の改正について

- 地方法人特別譲与税は、5月、8月、11月、2月の年4回、各都道府県に譲与される。
- 現在、地方法人特別譲与税の譲与基準は、国勢調査による人口(1/2)、経済センサス基礎調査による従業者数(1/2)を使用している。
- 今回、国勢調査による平成27年10月1日現在の人口が平成28年10月26日に公表されるため、11月譲与分の譲与基準から使用する。

譲与基準	適用割合	使用する統計調査	
		現 行	改 正 後
人 口	1 / 2	国勢調査 (平成22年10月1日現在)	国勢調査 (平成27年10月1日現在)
従 業 者 数	1 / 2	経済センサス基礎調査 (平成26年7月1日)	経済センサス基礎調査 (平成26年7月1日)

○地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）

（各都道府県に対する譲与額）

第三十三条 毎年度、各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、地方法人特別譲与税基本額（次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき地方法人特別譲与税の総額に相当する額から財源超過団体調整額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。次条第二項において同じ。）であん分した額及び地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による従業者数をいう。次条第二項において同じ。）であん分した額の合算額（財源超過額調整団体にあつては、当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る個別財源超過団体調整額を加えた額）とする。

2 略

（譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額）

第三十四条 地方法人特別譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
五月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
八月	当該年度の初日の属する年の五月から七月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
二月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額

2 4 略

（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十六条 総務大臣は、第三十三条若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（命令への委任）

第四十一条 この法律で定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

○**地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年七月十八日総務省令第八十六号）**

（**法第三十三条第一項の人口**）

**第一条** 地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下「法」という。）第三十三条第一項に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

地方税法施行規則及び地方人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

改正案	現行
<p>(法第三十三条第一項の人口)</p> <p><b>第一条</b> 地方人特別税等に関する暫定措置法(以下「法」という。)第三十三条第一項に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令(昭和五十五年政令第九十八号)によって調査した平成二十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。</p>	<p>(法第三十三条第一項の人口)</p> <p><b>第一条</b> 地方人特別税等に関する暫定措置法(以下「法」という。)第三十三条第一項に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令(昭和五十五年政令第九十八号)によって調査した平成二十二年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。</p>

○総務省令第 号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）並びに地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月 日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則及び地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（地方税法施行規則の一部改正）

第一条（略）

（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部改正）

第二条 地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年十月一日」を「平成二十七年十月一日」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年十一月一日から施行する。